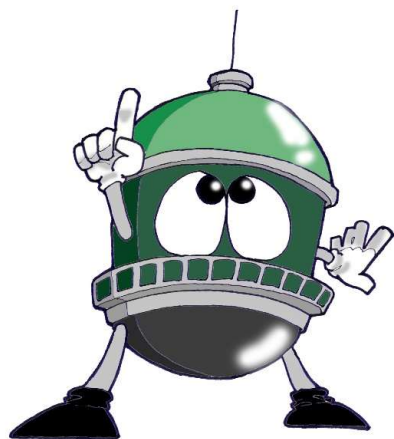


水道事業の現状と 料金改定について



前橋市水道局 経営企画課

目次

1.水道事業の会計について P 3

2.前橋市水道事業の現状について P 4

①前橋市水道事業の概要 P 4

②前橋市水道事業の課題 P 5

③今までの取り組みと財政見通し P12

3.料金改定後の主な取り組み P14

①管路の計画的な更新 P14

②浄水場等水道施設の更新・改修 P16

③災害時に備えた資金の確保 P19

4.料金改定について P21

①料金改定の経過 P21

②令和4年からの料金改定の検討 P22

③料金体系の見直し P24

④改定後の料金について P31

⑤改定に伴う負担軽減策 P35

1.水道事業の会計について

独立採算性

水道事業は、公営企業会計を適用し、一般会計（通常の自治体の会計）などの税金等で事業を行う公的サービスとは異なり、水道料金を主たる収入として独立採算により事業運営しなければならない。

地方公営企業法 第17条の2 より

<参考>	市役所	水道局 (水道事業)
会計	一般会計	公営企業会計
主な収入源	税金	水道料金

原則として、財源に税金を使うことができない

水道事業は、事業費のほとんどを水道料金収入でまかなっている

2.前橋市水道事業の現状について

①前橋市水道事業の概要

- 給水人口（水道を使用している人数） 334,195人
- 水道の普及率99.9%
- 面積311.59km²

【管路延長（水道管の長さ）】

	管路延長
前橋市	2,582.48km
中核市平均	1,921.94km

※中核市（57市）内で13番目に長い

【施設数(浄水場)】

	施設数
前橋市	34カ所
中核市平均	11カ所

※中核市（57市）内で7番目に多い

他の同規模団体と比較して、管路延長が長く、施設数が多い

②前橋市水道事業の課題

人口の減少
節水機器の普及
など

...

収入の減少



老朽化した
水道施設の
更新・改修

...

費用の増加

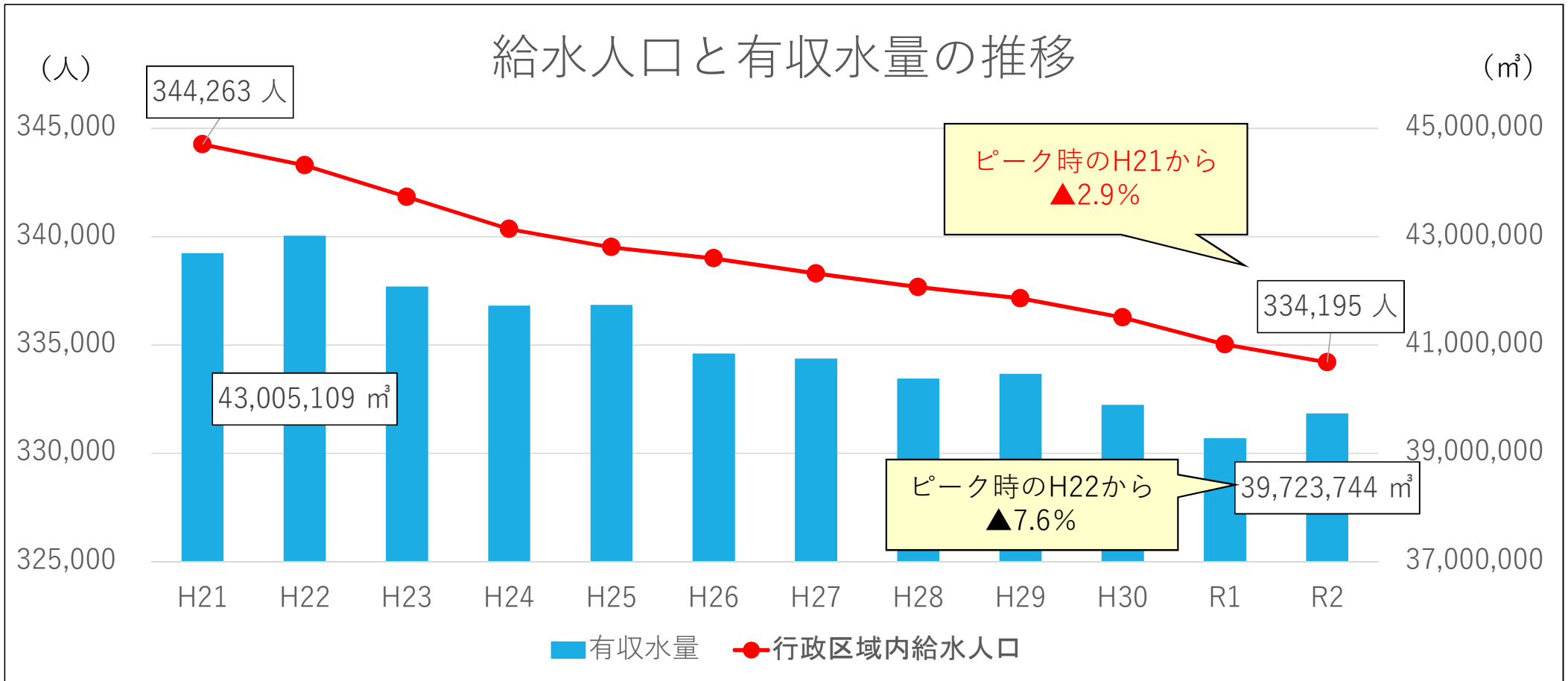


年々収入が減少する一方で、老朽化する施設の更新が必要

人口の減少

有収水量とは？ ⇒ 家庭や店舗で使用した水の量（水道料金になる水の量）

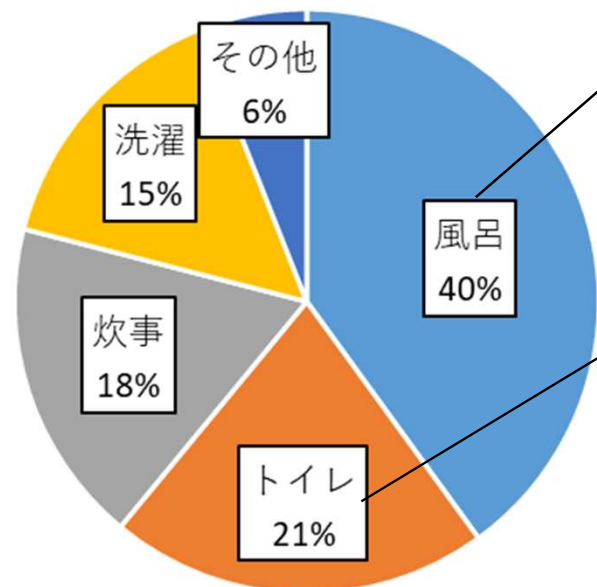
給水人口と有収水量の推移



人口の減少に伴い、水道の使用量が減少

節水機器の普及

一般家庭使用目的割合



※出典：東京都水道局「平成27年度一般家庭水使用目的別実態調査」より

節水シャワーヘッドの普及

H11年頃 8.5ℓ/分
現在 6.5ℓ/分 ▲23.5%
※メーカーホームページ参照

節水トイレの普及

H11年頃 8.0ℓ/回
現在 4.8ℓ/回 ▲40.0%
※メーカーホームページ参照

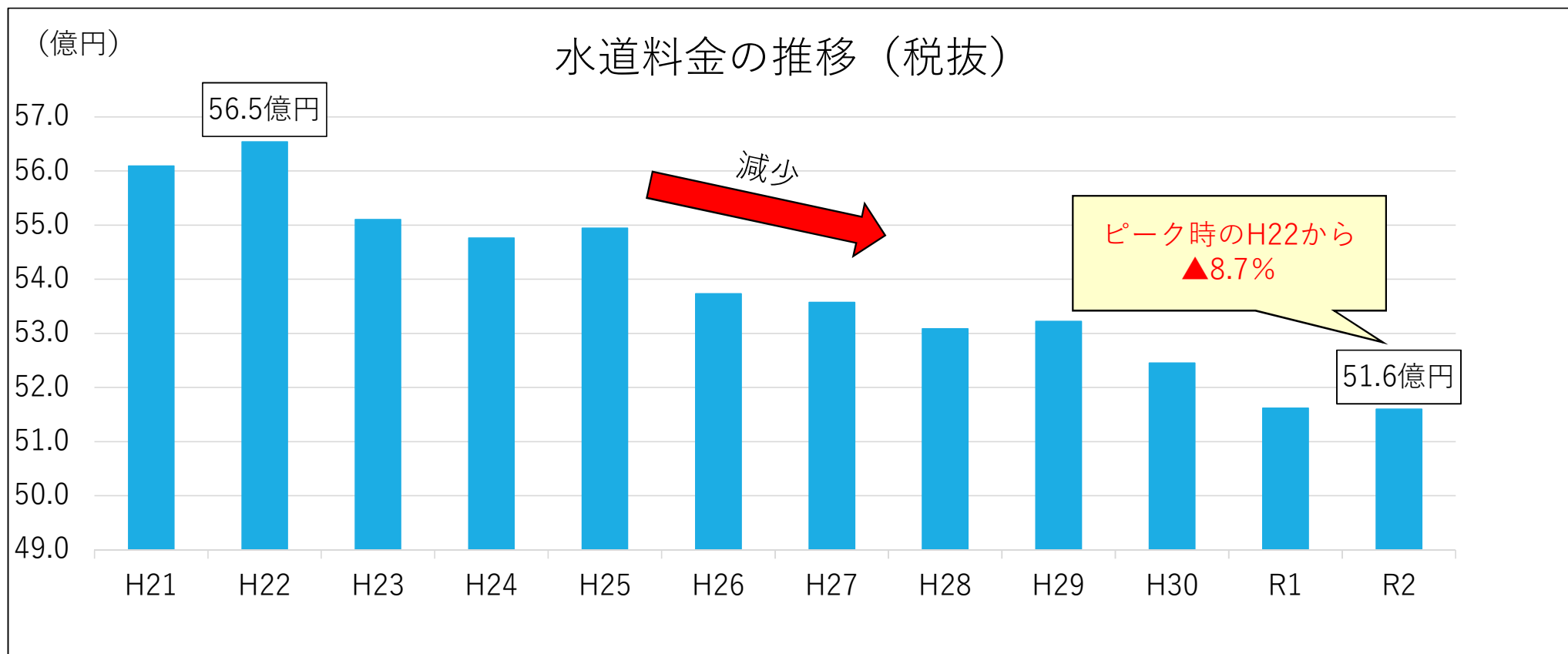
風呂とトイレの節水効果だけで
使用水量が**17.8%減少**する見込み

【参考】

風呂 全体の40.0%から23.5%減少⇒全体の9.4%減少
トイレ 全体の21.0%から40.0%減少⇒全体の8.4%減少

節水機器の普及に伴い、水道の使用量が減少

収入の減少



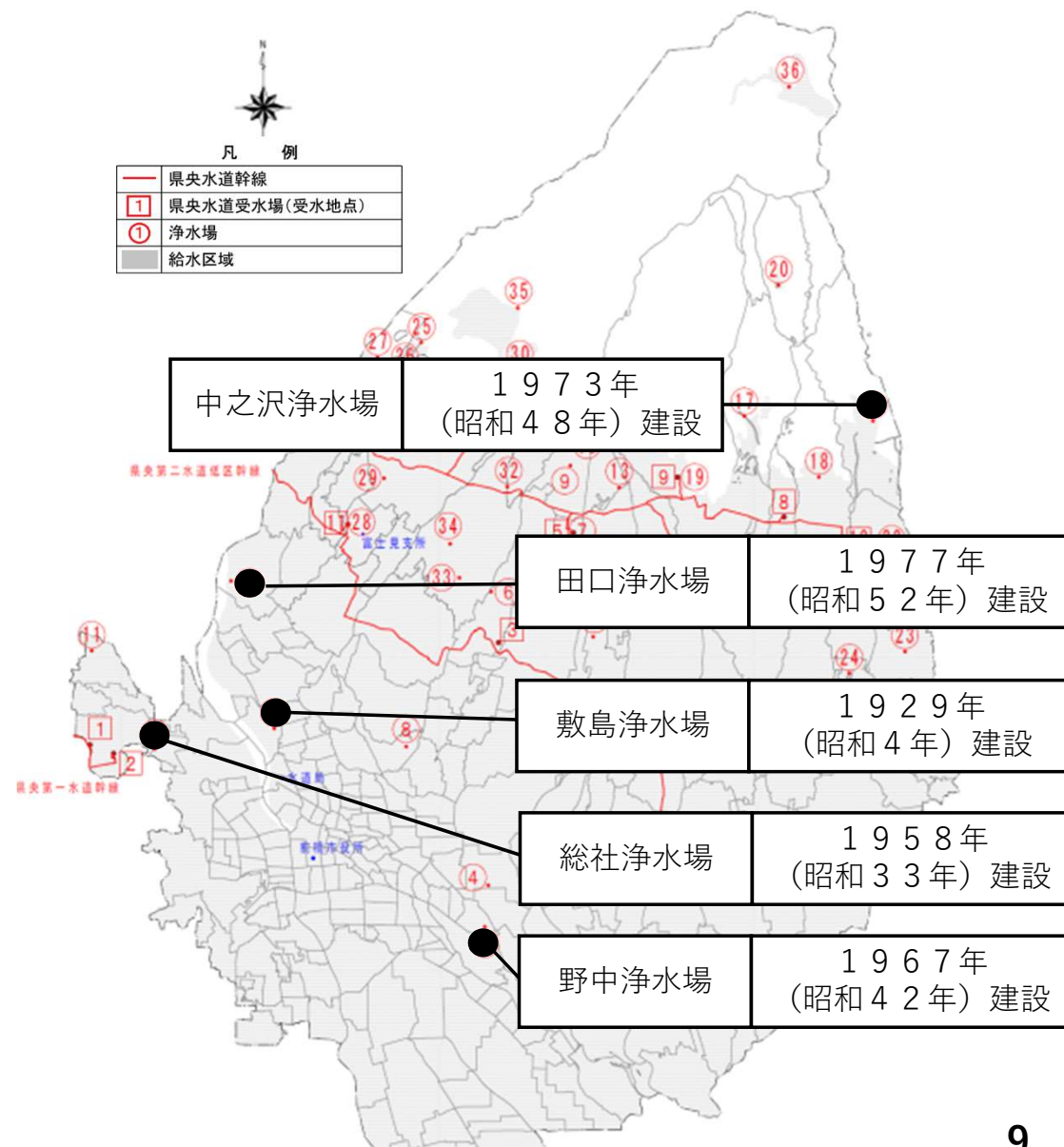
人口減少・節水機器の普及により水道料金収入が減少

浄水場等の老朽化

浄水場 34カ所のうち 17カ所で
建設後 40年以上が経過

安心な「水」を
今後もお届けするため

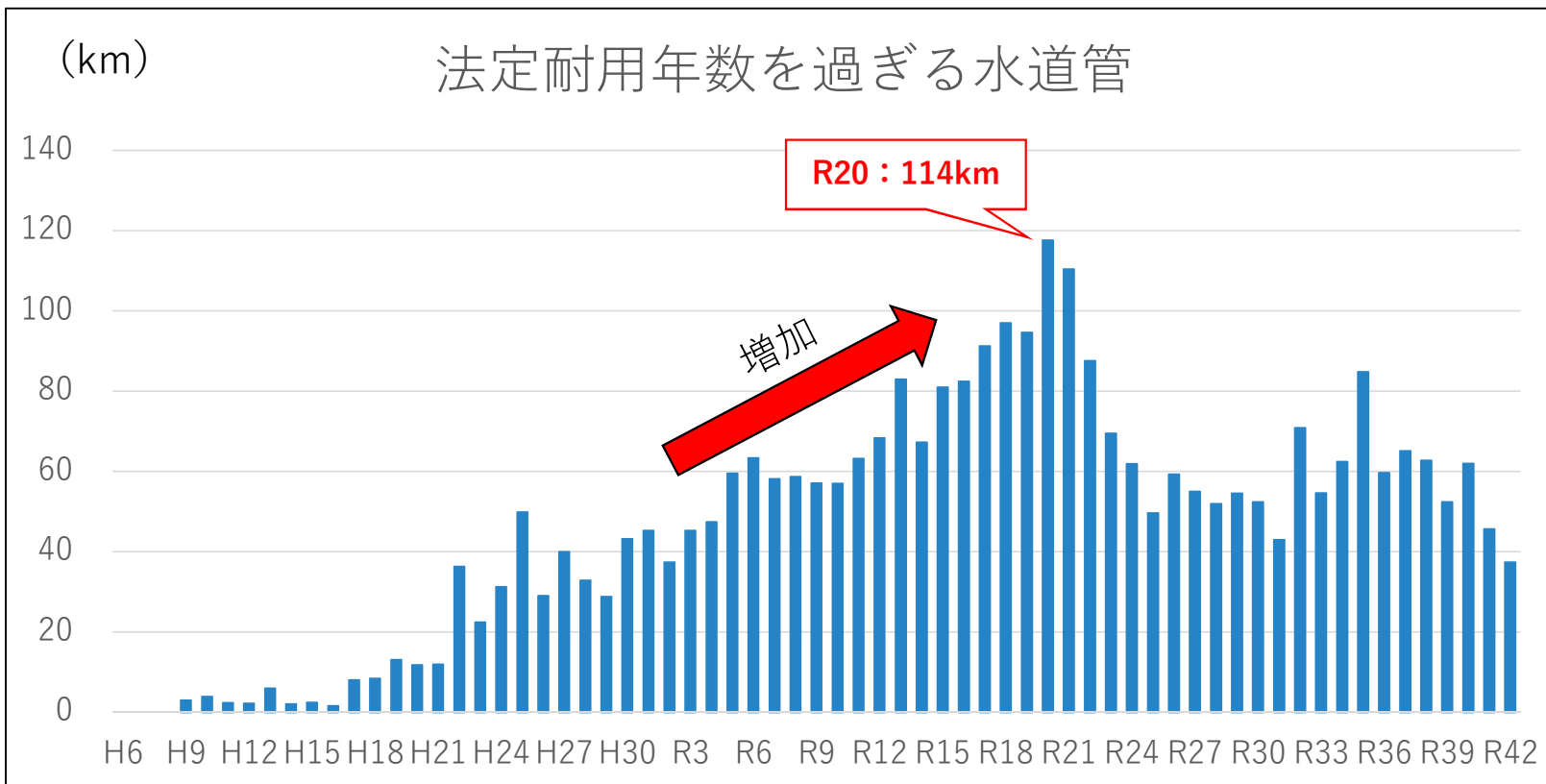
浄水場等施設の更新が必要



水道管の老朽化

法定耐用年数とは？ ⇒ 法律で基準としている使用できる年数

参考：管路の法定耐用年数 = 40年



【道路陥没の状況】

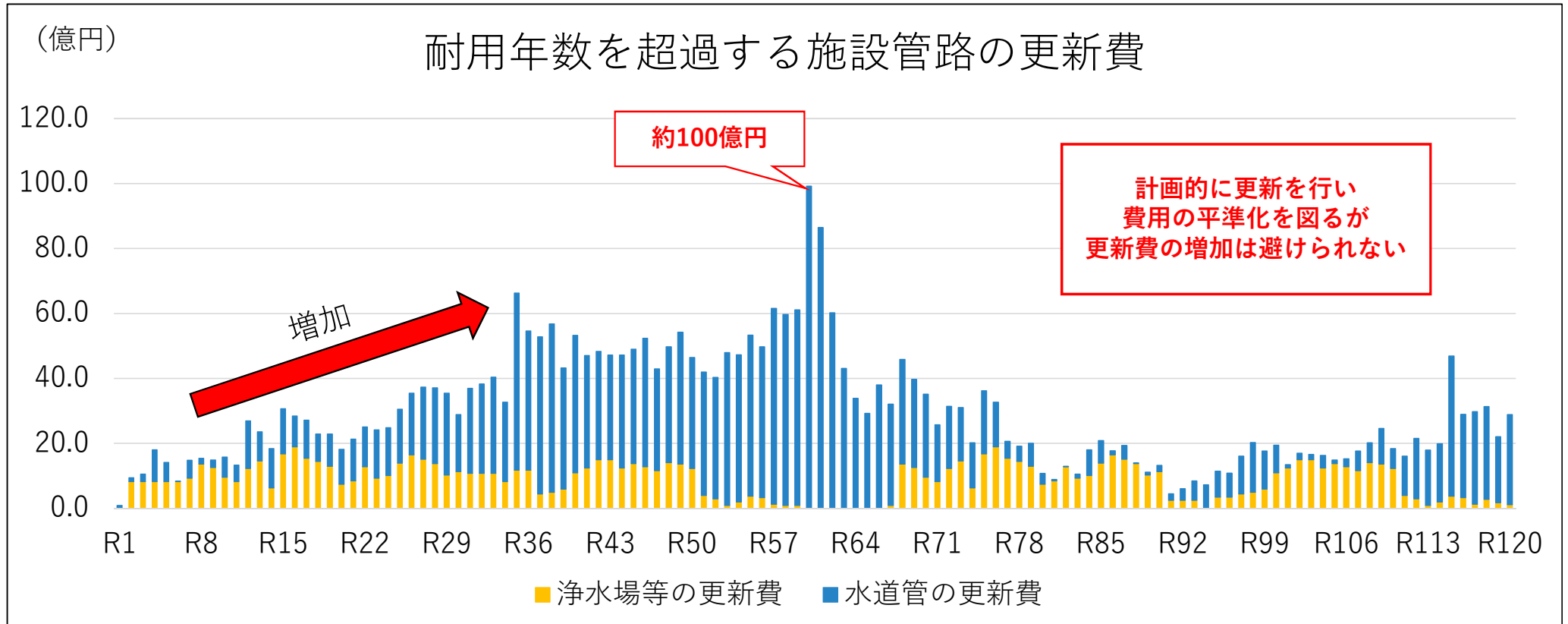


【漏水管の状況】



今後、大量の水道管を更新する必要がある

費用の増加



老朽化した施設・水道管の更新費が増加して行く

③今までの取り組みと財政見通し

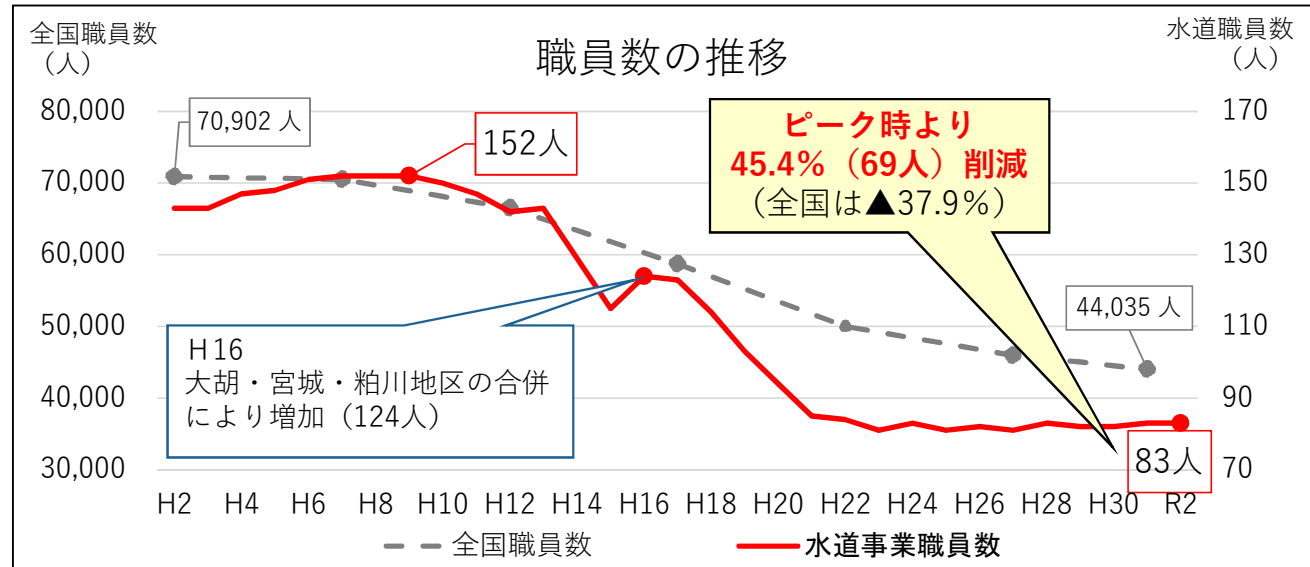
今までの取り組み

(1) 職員数の削減

平成9年のピーク時より約70人（約45%）職員を削減し、限られた職員で施設の更新・維持管理を行ってきた。

(2) 民間企業への業務委託の推進

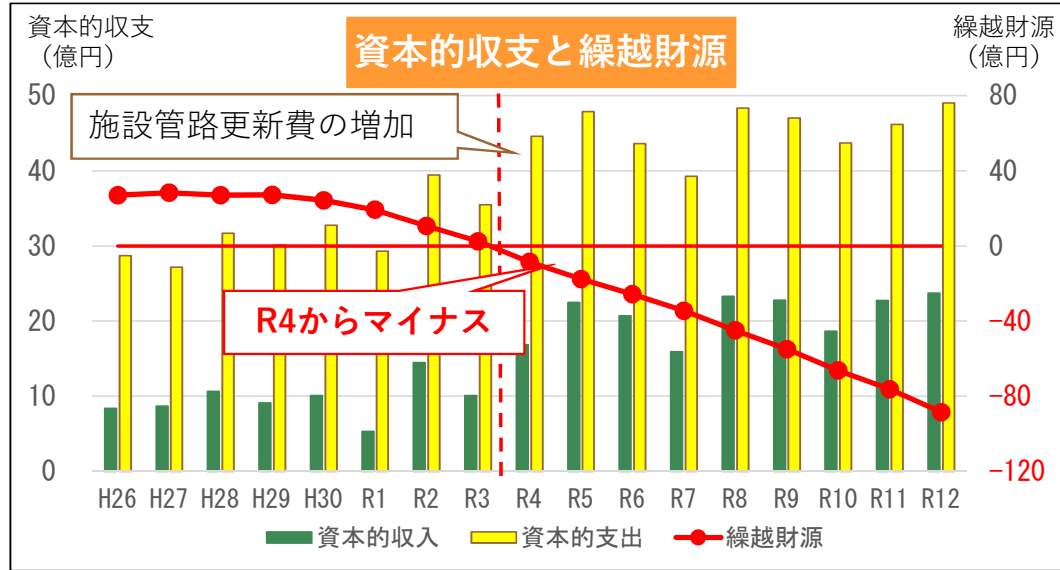
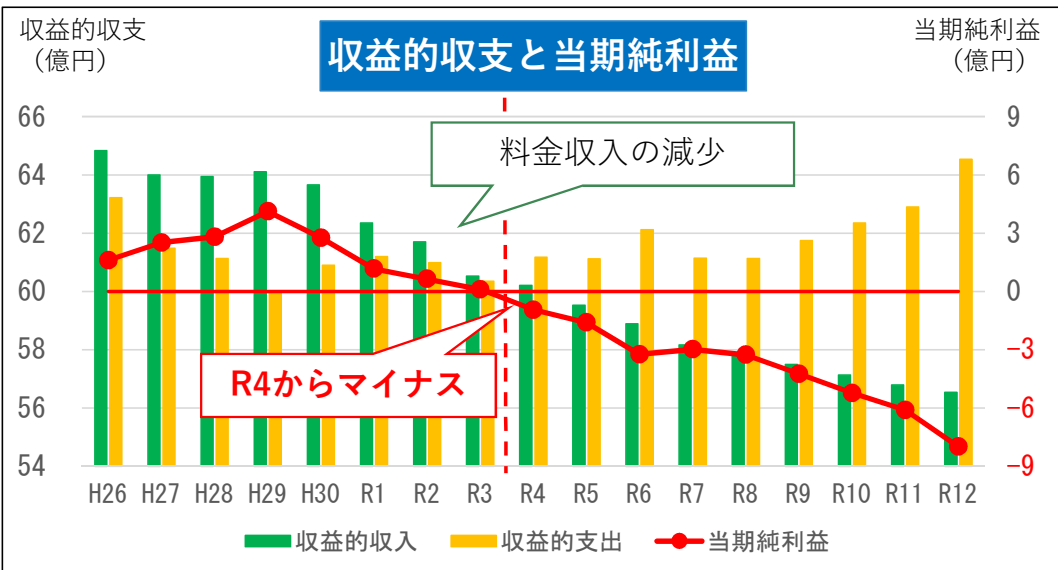
効率的な事業運営と給水サービス向上を実現するため、経費節減の観点から、事業の委託化を推進してきた。



実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●平成14年度から水道料金等出納業務の民間委託を開始 ●平成19年度から浄水場監視業務等の民間委託を開始
------	---

**経費削減等の経営努力により、20年以上にわたり
水道料金を据え置き事業運営を行ってきた**

現行料金での財政見通し



収益的収支とは . . . 水道事業の運営、管路や施設の維持管理、水道水の精製等に係る収支

資本的収支とは . . . 管路や施設の新設・更新、固定資産の購入等に係る収支

当期純利益とは . . . 1事業期間の収入から支出を差し引いた額 (プラスの場合は黒字、マイナスの場合は赤字)

繰越財源とは . . . 1事業期間末に残っている運転資金 (プラスの場合は翌年度に引き継ぐ)

料金改定を行わない場合、R4から赤字経営になり財源不足が発生
⇒ 健全な経営のために、R4に料金改定が必要

3.料金改定後の主な取り組み

①水道管の計画的な更新

(1)災害拠点への水道管の耐震化

【事業内容】

災害時の拠点となる重要給水施設への給水径路について、災害時でも給水できるように供給ルートの耐震化を図る。



災害に強い水道管に更新

重要給水施設一覧

No	施設名	前橋市地域防災計画等位置付け	完了予定年度
1	群馬県庁	群馬県災害対策本部	R3
2	前橋市役所	前橋市災害対策本部	R4
3	前橋市消防局中央消防署	消防警戒本部	R7
4	前橋市水道局	水道局災害対策本部	R2 完了
5	前橋市役所大胡支所	現地災害対策本部	R3
6	前橋市役所宮城支所	現地災害対策本部	R6
7	前橋市役所粕川支所	現地災害対策本部	R7
8	前橋市役所富士見支所	現地災害対策本部	R6
9	ヤマダグリーンドーム前橋	防災物流拠点	R3
10	前橋赤十字病院	基幹災害拠点病院	R7
11	群馬大学医学部附属病院	地域災害拠点病院	R1 完了
12	群馬県済生会前橋病院	地域災害拠点病院	R7
13	群馬中央病院	地域災害拠点病院	R6

(2)漏水多発エリアの水道管を更新

【事業内容】

漏水の多い塩化ビニル管（塩ビ管）等があるエリアを優先的に更新する。



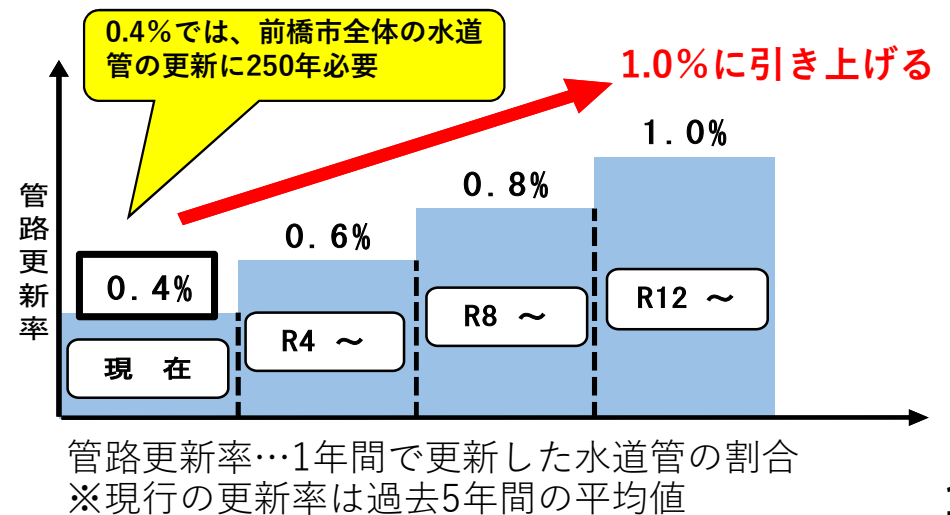
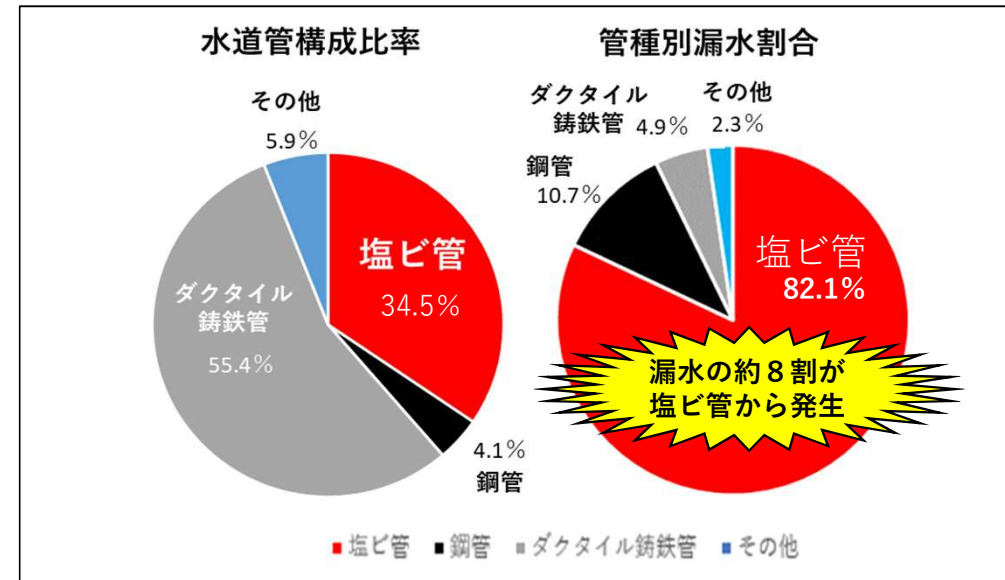
漏水リスクを低減し、収入にならない水を削減

(3)管路更新率の引き上げ

(1)(2)などの管路更新事業を推進し、現行0.4%の管路更新率をR12年度に1.0%まで引き上げる。



実耐用年数の100年ペースで水道管を更新



②浄水場等水道施設の更新・改修

(1)施設の更新

重要度の高い施設を更新することで災害に強い水道を構築する。

(2)施設の改修

更新時期の集中を避けるため、改修工事による延命化を行い、更新時期の平準化を図る。



主な更新スケジュール

施設名称	建築年	事業費 見込	財政計画期間								
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
敷島浄水場	昭和 4年	53億円	設計	工事							
			工事								
上柴配水場	昭和 41年	2億円	設計・調査等	工事				(旧:小原目浄水場)			
荻窪受水場	昭和 48年	6億円	調査	工事				(旧:荻窪配水場)			
中之沢浄水場	昭和 48年	7億円	設計・調査等			工事					
中之沢減圧槽	昭和 49年	0.2億円	計画	設計・調査等			工事				

施設の適切な更新を行うことで、安定した水道水の供給や災害対策を実施

敷島浄水場整備事業

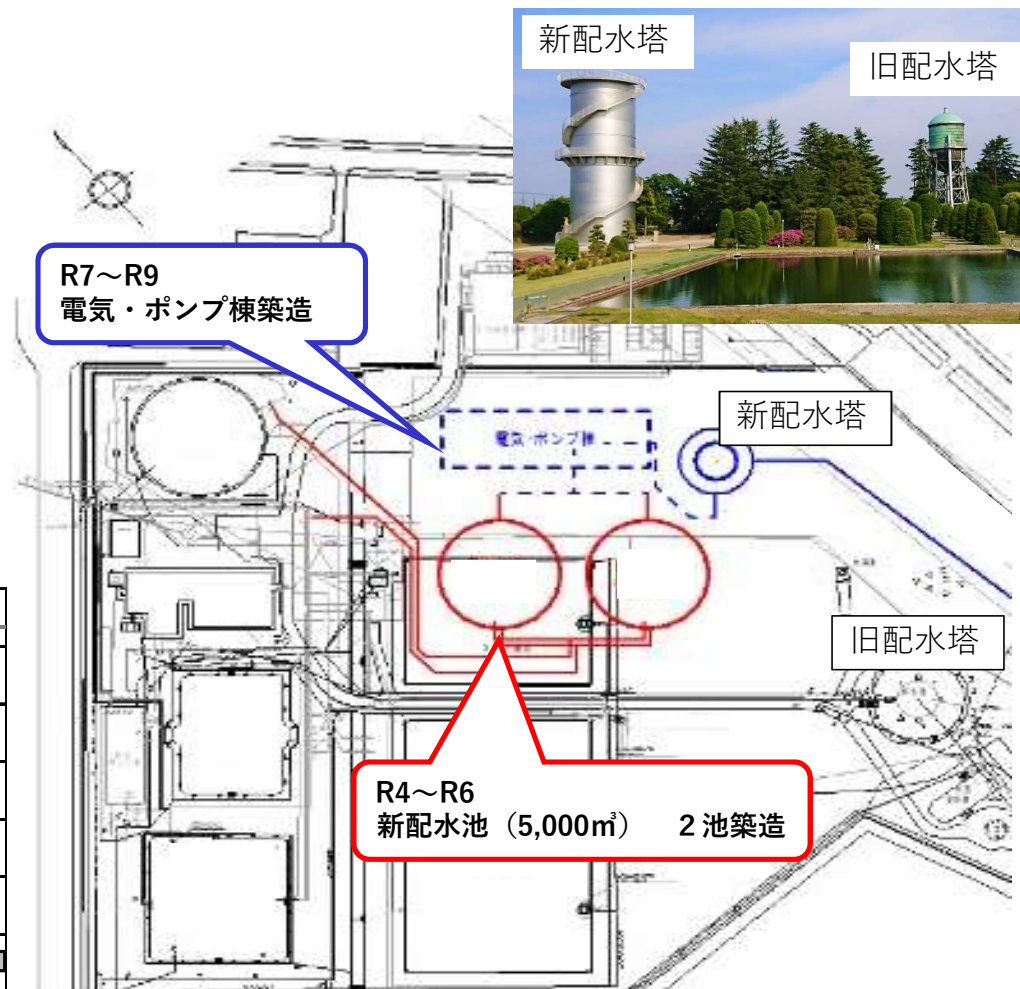
【事業概要】

平成27年度より、敷島浄水場全体の施設更新。
 令和2年度に完成した新配水塔は、災害時は配水塔内の水を応急給水に使用可能。
 今後は配水池及び電気ポンプ棟などの新たな施設を順次更新する。

【整備スケジュール】

区分	R3			R4			R5			R6			R7			R8			R9			R10			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4
排水路工事	■																								
配水池工事	■																								
建築工事																									
電気機械工事																									
場内整備工事	■																								
解体工事																									

R4から配水池などの場内整備を開始
 (R4:2.4億円、R5:12億円、R6:9.6億円)



場内施設を計画的に更新し、令和10年度に新施設供用開始を目指す

荻窪受水場整備事業

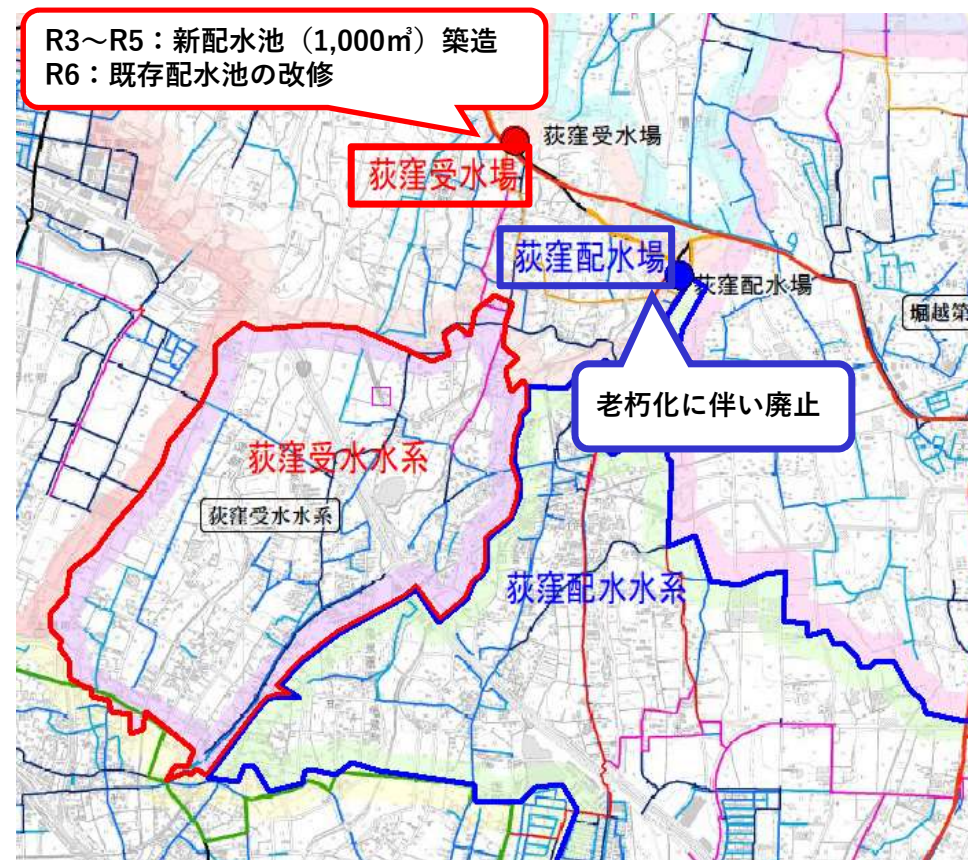
【事業概要】

荻窪受水場に新たな配水池を築造し、荻窪配水場の機能を統合することにより、老朽化の進む同配水場を廃止する。

【整備スケジュール】

区分	R3			R4			R5			R6			R7			備考
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	
施設築造工事	■															新配水池の築造
施設改修工事											■					既存配水池の改修
解体工事															■	荻窪配水場の廃止

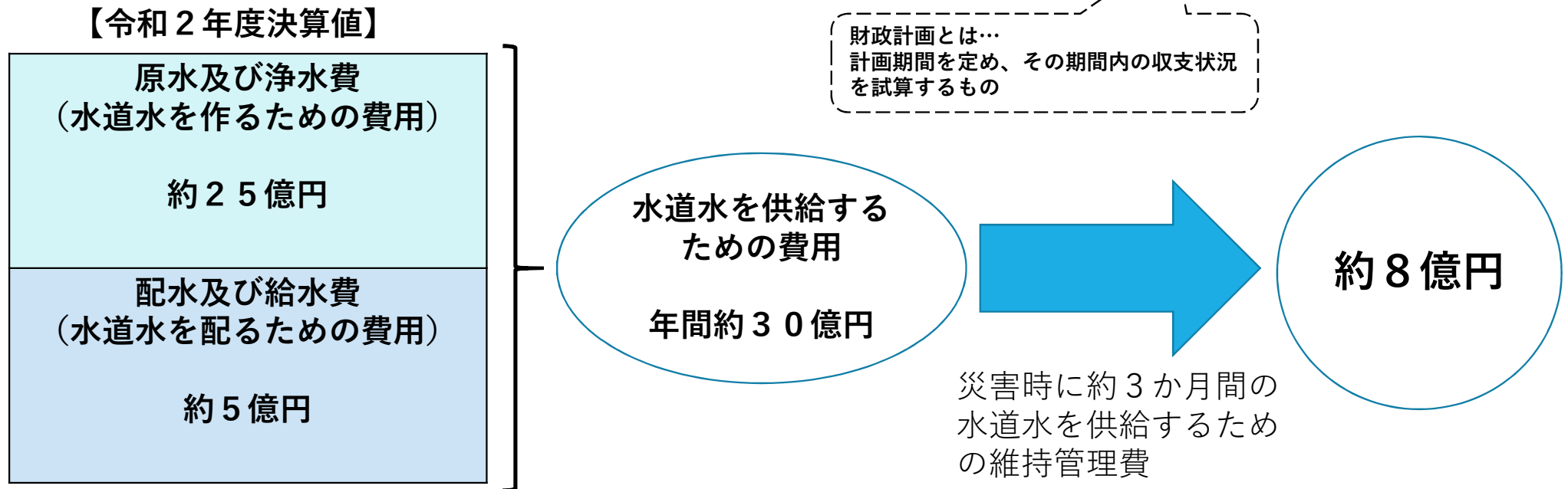
R3から新配水池の築造を開始
(R3:0.9億円、R4:2.2億円、R5:1.4億円)



統廃合を実施し、施設のダウンサイジングに取り組む

③災害時に備えた資金の確保

当期純利益を確保し健全な経営を行うとともに、大規模な災害等の発生時に、収入が無くても水道水を3か月間供給するための維持管理経費として、繰越財源を次期財政計画期間末の令和7年度に8億円確保する。



災害等準備資金8億円の確保を目指す

改定後の取り組みのまとめ

①水道管の計画的な更新

②浄水場等水道施設の更新・改修

③災害時に備えた資金の確保



災害に強い水道に

料金改定を実施し、今後も安心・安全な水をお届けします

4.料金改定について

①料金改定の経過

平成11年が最後の値上げ改定

水道事業	改定年度	平成元年 4月1日	平成5年 4月1日	平成7年 4月1日	平成11年 4月1日	平成16年 12月5日	平成18年 5月1日
	平均改定率 (%)	20.98	23.26	9.30	10.16	—	—

市町村合併関連 ※1 逓減制料金導入 ※2

※1 市町村合併に伴い、「一般用の口径30mm」の料金を新設

※2 地下水利用に移行する大口使用者対策として、従量料金区分を変更し、3,000m³/月以上の区分には逓減単価を採用

下水道事業	改定年度	平成2年 4月1日	平成5年 4月1日	平成7年 4月1日	平成11年 4月1日	平成14年 4月1日	令和4年 下水道使用料 は改定なし
	平均改定率 (%)	27.40	24.22	10.07	6.41	18.53	

水道料金は20年以上、現行料金を据え置いている

②令和4年からの料金改定の検討

運営審議会における検討

水道事業の現状を踏まえ、今後も事業が安定して経営できるよう、水道料金の改定について、令和2年度に公共団体や市民の代表者等で構成される「前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会」で検討を実施。

令和2年10月【諮問】

「水道料金の改定について」市長から審議会に意見を求める

令和3年3月【答申】

審議会の意見をまとめて市長に回答

< 審議会開催経過 >

日程	主な審議事項
R1.12	水道事業の現所と課題等
R2.3	水道料金の概要等
R2.10	【諮問】 施設更新の方向性と事業費等
R2.11	財政見通しと料金改定
R3.1	新料金体系案
R3.2	答申書（案）について
R3.3	答申書（案）、広報・周知計画等
R3.3	【答申】

運営審議会での意見を基に、料金改定の方向性を決定

答申の概要

- ① 水道料金の改定はやむを得ず、水道事業会計の財政状況から、改定時期は令和4年4月が適当である。
- ② 水道料金の平均改定率は23%程度が望ましい。ただし、社会情勢や財政状況を考慮し、可能な限り低く抑えるべき。
- ③ 市民生活への影響を考慮し、段階的な改定も検討すべき。
- ④ 前回の改定から20年以上が経過しており、状況は大きく変化していることから 料金体系の見直しが必要。安定した経営のため基本料収入の割合の増加が適当。
- ⑤ 4年（財政計画期間）ごとに、定期的に料金の見直しを行うべき。

③料金体系の見直し

○現行の料金表

(1か月、税抜)

メーター口径	基本料金(円)	従量料金(円/m ³)							
		1-8	9-30	31-50	51-300	301-3000	3001-6000	6001-10000	10001以上
13mm	800	0	111	144	179	198	175	165	155
20mm	910								
25mm	940								
30mm	1,100								
40mm	1,440								
50mm	2,720								
75mm	3,350								
100mm	4,510								
150mm	8,310								

(1)基本料金の見直し

各口径の実情に応じた料金の設定

(2)基本水量の見直し

廃止とするが、一般家庭の負担を考慮し小口径は継続

+

中口径にも配慮した単価設定

(3)逓減制の見直し

大口使用者に配慮し継続

○新料金表(令和4年4月1日から)

(1か月、税抜)

メーター口径	基本料金(円)	従量料金(円/m ³)							
		1-8	9-30	31-50	51-300	301-3000	3001-6000	6001-10000	10001以上
13mm	(1) 930	0	130	168	211	221	221	221	(3) 195
20mm	1,060								
25mm	1,095								
30mm	1,200	(2)	130	168	211	221	221	221	195
40mm	1,670								
50mm	3,410	38							
75mm	12,000								
100mm	16,300								
150mm	45,100								

(1)基本料金の見直し

基本料金の考え方

- 基本料金は各口径の件数や使用水量により算定するのが妥当とされている
- 口径が大きくなるほど多くの維持管理経費がかかる

現行料金体系の基本料金について

- 前橋市の基本料金は他市と比較して基本料金が安い
- 大きい口径になるにつれ、他市料金との差は大きくなる



現行料金では、口径に応じて必要となる費用が適正に負担されていない

<基本料金比較表>

メーター口径	基本料金(1か月、税抜)			県内11市平均
	現行	R4.4.1から	R7.4.1から	
13mm	800円	930円	970円	847円
20mm	910円	1,060円	1,105円	1,327円
25mm	940円	1,095円	1,140円	2,145円
30mm	1,100円	1,200円	1,300円	3,530円
40mm	1,440円	1,670円	1,800円	6,619円
50mm	2,720円	3,410円	3,600円	11,245円
75mm	3,350円	12,000円	13,000円	27,492円
100mm	4,510円	16,300円	17,000円	※1 53,605円
150mm	8,310円	45,100円	47,000円	※2 105,221円

※1 沼田市は口径100mmがないため除いて算出

※2 沼田市、藤岡市、富岡市、みどり市は口径150mmがないため除いて算出

過度な負担増加に考慮し、各口径の実情に応じた維持管理費を確保

(2)基本水量の見直し

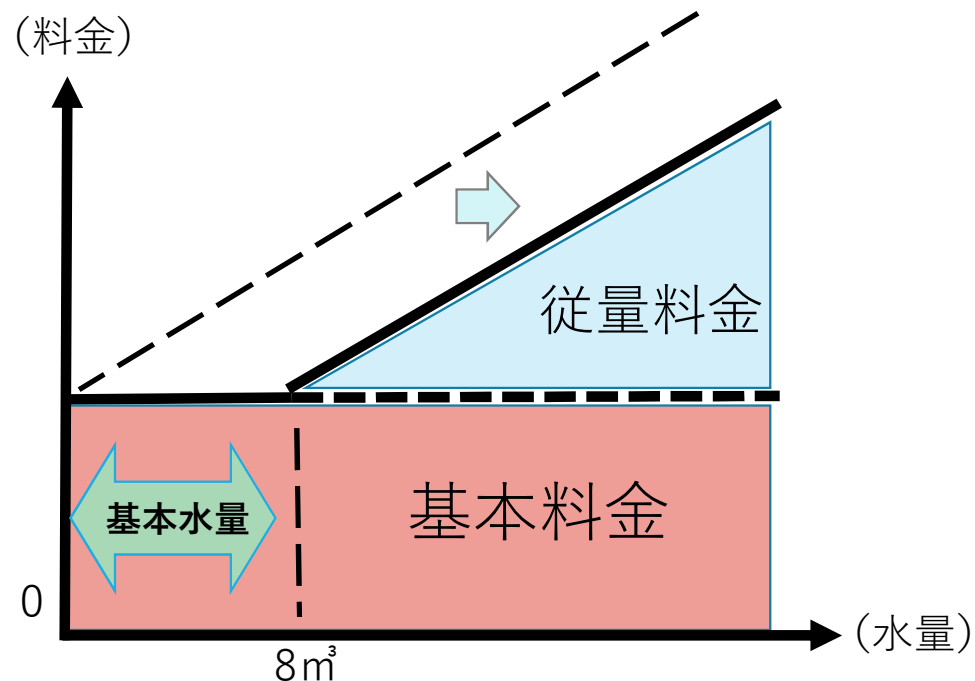
基本水量とは？ ⇒ 一定の水量までの水道料金を定額にする制度
前橋市は1か月8m³まで設定

基本水量の考え方

- 公衆衛生上の観点から水使用を促すため導入
- 水道普及に伴い、公衆衛生上の観点から水使用を促すという、当初の役割を概ね終えている
- 水道料金算定要領（日本水道協会監修）では**基本水量を付与しない料金体系が原則**とされている

使用した水量分の料金を確保するため、
基本水量を廃止

ただし、一般家庭の負担を考慮して段階的に
口径30～150mmまでを廃止し、13～25mmまでは据え置く



口径30～150mmについても
急激な増加を抑える単価を設定

ていげん (3) 逡減制の見直し

逡減制とは

- 使用水量が多いほど従量料金の単価が安くなる制度
(前橋市は3,001m³から導入している)
- 大量使用者の水道使用促進及び地下水転換抑制のため導入

前橋市の現状

- 年間該当調定件数 **151件** (R2年度)
⇒年間調定件数 973,416件 (R2年度) の**約0.01%**
- 年間該当水量 **1,490,661m³** (R2年度)
⇒年間有収水量 39,723,744m³ (R2年度) の**約3.7%**
※有収水量…家庭などで使用され料金収入になる水量

逡減制に該当する使用者は少ないため、
従量区分の見直しを行う

年間調定件数 (R2年度)

メーター 口径	水量区分別件数		
	3001-6000m ³	6001-10000m ³	10001m ³ 以上
13 mm	0	0	0
20 mm	1	0	0
25 mm	0	0	0
30 mm	0	0	0
40 mm	10	0	0
50 mm	6	1	0
75 mm	57	25	0
100 mm	18	1	0
150 mm	18	12	2
合計	110	39	2

大量使用者の地下水への転換を抑制する
ため廃止せず継続

見直しポイントのまとめ

(1) 基本料金の見直し

過度な負担増加に考慮し、各口径に応じた料金を設定

(2) 基本水量の見直し

一般家庭の負担増加に考慮し、口径13～25mmは基本水量を継続

(3) 逡減制の見直し

大量使用者に配慮し、逡減制は継続し従量区分の見直しのみ実施

各項目について、現在の実情に応じた見直しを実施

料金改定の内容について

【答申より】 平均改定率23%程度 「改定率は可能な限り低く抑える」 「段階的な改定を検討」

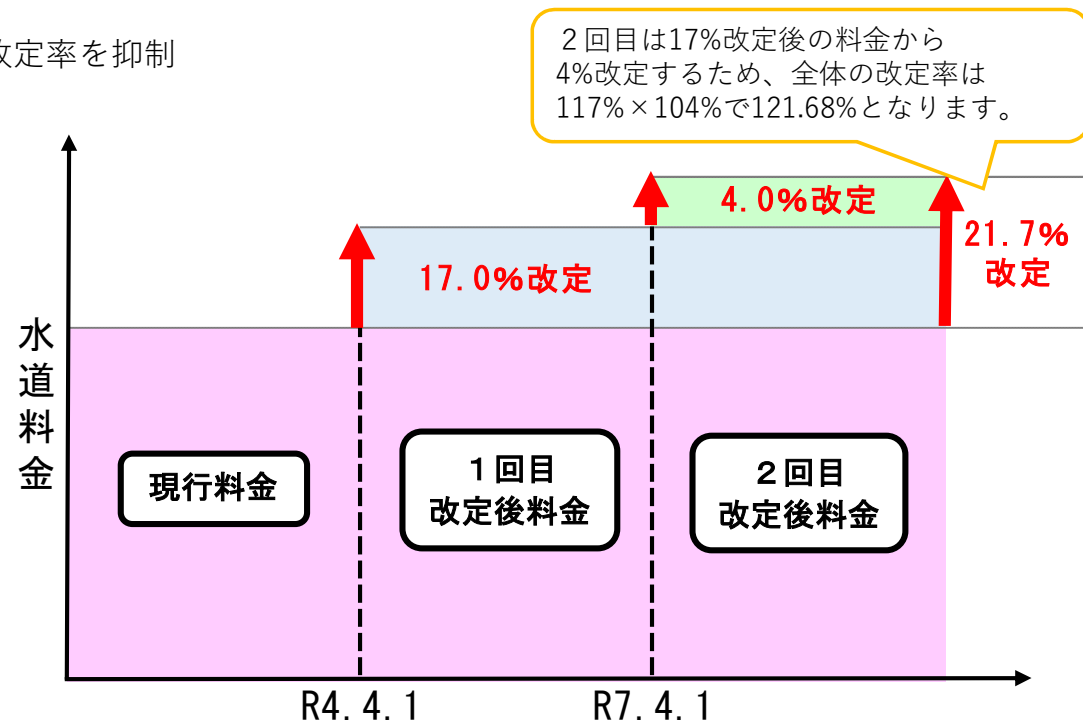
水道料金収入の増加、支出の削減等によるR2決算の改善により改定率を抑制

- 平均改定率**21.7%程度**の改定を実施
- 2段階**で改定を実施

令和3年9月市議会で可決

1回目 令和4年4月1日から 平均**17.0%**程度改定

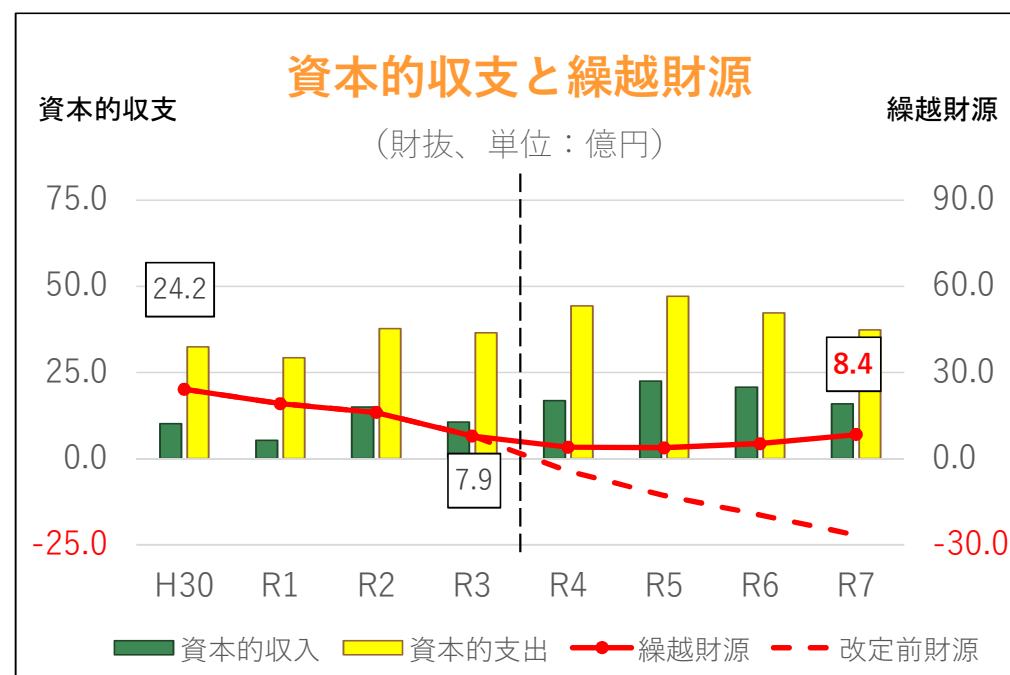
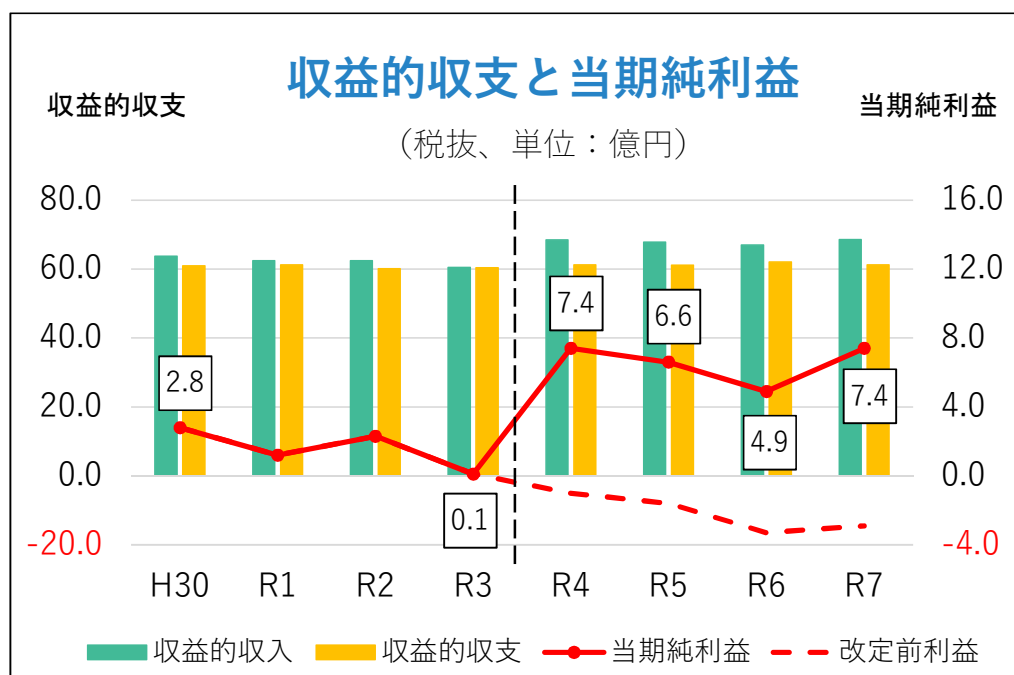
2回目 令和7年4月1日から 平均**4.0%**程度改定



急激な負担の増加を緩和するため段階的な改定を実施

改定後の経営見通し

- 当期純利益の確保
- 令和7年度に繰越財源8億円を確保



R4:17%、R7:4%の料金改定を実施し、安定した経営を行う

④改定後の料金について

改定前後の料金比較

令和4年度改定
改定率：17.0%

○【R4改定後】平均使用水量における増加額（税込）

口径	調定件数		平均使用水量における改定率（1か月）			
	件数	構成比率	平均使用水量	現行料金	R4料金	増加額
13mm	593,278件	62.68%	15m ³	1,734円	2,024円	+ 290円
20mm	318,436件	33.64%	20m ³	2,466円	2,882円	+ 416円
25mm	21,446件	2.27%	40m ³	5,304円	6,198円	+ 894円
30mm	1,460件	0.15%	110m ³	18,878円	22,422円	+ 3,544円
40mm	7,163件	0.76%	150m ³	27,128円	32,223円	+ 5,095円
50mm	2,960件	0.31%	290m ³	56,102円	66,631円	+ 10,529円
75mm	1,205件	0.13%	670m ³	139,350円	168,348円	+ 28,998円
100mm	490件	0.05%	830m ³	175,474円	211,974円	+ 36,500円
150mm	133件	0.01%	2,150m ³	467,150円	564,546円	+ 97,396円

※R2年度実績

令和7年度改定
改定率：4.0%

○【R7改定後】平均使用水量における増加額（税込）

口径	調定件数		平均使用水量における改定率（1か月）			
	件数	構成比率	平均使用水量	R4料金	R7料金	増加額
13mm	593,278件	62.68%	15m ³	2,024円	2,106円	+ 82円
20mm	318,436件	33.64%	20m ³	2,882円	2,997円	+ 115円
25mm	21,446件	2.27%	40m ³	6,198円	6,446円	+ 248円
30mm	1,460件	0.15%	110m ³	22,422円	23,353円	+ 931円
40mm	7,163件	0.76%	150m ³	32,223円	33,539円	+ 1,316円
50mm	2,960件	0.31%	290m ³	66,631円	69,245円	+ 2,614円
75mm	1,205件	0.13%	670m ³	168,348円	175,197円	+ 6,849円
100mm	490件	0.05%	830m ³	211,974円	219,901円	+ 7,927円
150mm	133件	0.01%	2,150m ³	564,546円	585,409円	+20,863円

※R2年度実績

検針票の見方

※前橋市の検針票サンプル

水道使用量等のお知らせ	
お客様番号	検針番号
メーター口径	20
住所	
お客様氏名	
使用期間	請求月
検針日	
今回指針	m ³
前回指針(-)	m ³
引-引(-)	m ³
使用水量	40 m ³
前回水量	
水道料金	5,764 円
内消費税等	524 円
合計金額	
通債額	

※支払いは2か月分まとめた料金となるため2か月分の料金表を使用

○料金表（令和4年4月から）

（2か月、税抜）

メーターの口径	基本料金（円）	従量料金（円/m ³ ）					
		1-16	17-60	61-100	101-600	601-6000	6001-12000
13mm	1,860	0	130	168	211	221	195
20mm	2,120						
25mm	2,190						
30mm	2,400	38	130	168	211	221	195
40mm	3,340						
50mm	6,820						
75mm	24,000						
100mm	32,600						
150mm	90,200						

<合計額>

1~16m³までは単価0円/m³、
17~40m³までは単価130円/m³で計算する。

$$\begin{array}{l}
 \text{基本料金} \\
 2,120 \text{ 円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{従量料金 (1-16)} \\
 16 \text{ m}^3 \times 0 \text{ 円} = 0 \text{ 円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{従量料金 (17-60)} \\
 24 \text{ m}^3 \times 130 \text{ 円} = 3,120 \text{ 円}
 \end{array}$$

$$= \text{合計額} \\
 (2,120 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 3,120 \text{ 円}) \times 1.1 \text{ (税)} = 5,764 \text{ 円} \\
 \text{税分} 524 \text{ 円}$$

水道料金・下水道使用料早見表 (2か月、税込)

⋮

使用水量 (m ³)	メーター口径13mm			メーター口径20mm		
	水道 料金	下水道 使用料	合計	水道 料金	下水道 使用料	合計
1~16	2,046	1,408	3,454	2,332	1,408	3,740
17	2,189	1,529	3,718	2,475	1,529	4,004
18	2,332	1,650	3,982	2,618	1,650	4,268
19	2,475	1,771	4,246	2,761	1,771	4,532
20	2,618	1,892	4,510	2,904	1,892	4,796
21	2,761	2,013	4,774	3,047	2,013	5,060
22	2,904	2,134	5,038	3,190	2,134	5,324
23	3,047	2,255	5,302	3,333	2,255	5,588
24	3,190	2,376	5,566	3,476	2,376	5,852
25	3,333	2,497	5,830	3,619	2,497	6,116
26	3,476	2,618	6,094	3,762	2,618	6,380
27	3,619	2,739	6,358	3,905	2,739	6,644
28	3,762	2,860	6,622	4,048	2,860	6,908
29	3,905	2,981	6,886	4,191	2,981	7,172
30	4,048	3,102	7,150	4,334	3,102	7,436
31	4,191	3,223	7,414	4,477	3,223	7,700
32	4,334	3,344	7,678	4,620	3,344	7,964
33	4,477	3,465	7,942	4,763	3,465	8,228
34	4,620	3,586	8,206	4,906	3,586	8,492
35	4,763	3,707	8,470	5,049	3,707	8,756
36	4,906	3,828	8,734	5,192	3,828	9,020
37	5,049	3,949	8,998	5,335	3,949	9,284
38	5,192	4,070	9,262	5,478	4,070	9,548
39	5,335	4,191	9,526	5,621	4,191	9,812
40	5,478	4,312	9,790	5,764	4,312	10,076

⋮

41	5,621	4,433	10,054	5,907	4,433	10,340
42	5,764	4,554	10,318	6,050	4,554	10,604
43	5,907	4,675	10,582	6,193	4,675	10,868
44	6,050	4,796	10,846	6,336	4,796	11,132
45	6,193	4,917	11,110	6,479	4,917	11,396
46	6,336	5,038	11,374	6,622	5,038	11,660
47	6,479	5,159	11,638	6,765	5,159	11,924
48	6,622	5,280	11,902	6,908	5,280	12,188
49	6,765	5,401	12,166	7,051	5,401	12,452
50	6,908	5,522	12,430	7,194	5,522	12,716
51	7,051	5,643	12,694	7,337	5,643	12,980
52	7,194	5,764	12,958	7,480	5,764	13,244
53	7,337	5,885	13,222	7,623	5,885	13,508
54	7,480	6,006	13,486	7,766	6,006	13,772
55	7,623	6,127	13,750	7,909	6,127	14,036
56	7,766	6,248	14,014	8,052	6,248	14,300
57	7,909	6,369	14,278	8,195	6,369	14,564
58	8,052	6,490	14,542	8,338	6,490	14,828
59	8,195	6,611	14,806	8,481	6,611	15,092
60	8,338	6,732	15,070	8,624	6,732	15,356

※ 下水道を使用している場合は水道料金と下水道使用料の合計額で請求

その他口径の早見表等はホームページに掲載

⑤改定に伴う負担軽減策

新料金の適用時期の経過措置

改定日以前から水道を使用している使用者の料金について、改定日以降の使用分を日割り計算するのではなく、2回目の検針時から新料金とすることで料金改定初年度の料金の支払い額を軽減する

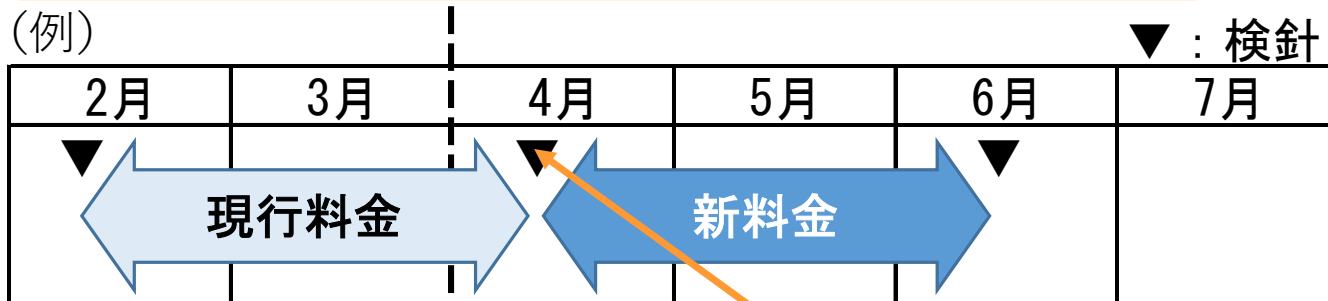
令和4年3月31日以前から使用

- 料金改定後初めての検針は全て現行の料金で計算
- 2回目以降は新料金で計算

令和4年4月1日以降から使用

- 初めての検針から新料金で計算

令和4年3月31日以前から使用している場合



改定後初めての検針が4月の場合、6月検針分から新料金になる

※検針時期は地域によって異なる

料金改定後初めての検針は現行の料金を適用

令和4年4月1日改定

段階的な料金改定

2段階で料金改定を行い1回あたりの料金の増加額を軽減する

負担軽減支援策

コロナ禍での負担に考慮し、次の対象世帯への支援を実施する。

対象世帯

前橋市水道局と給水契約を結んでおり、次のいずれかに該当する世帯（原則として、令和3年中の所得基準による）

- (1) 「就学援助」を受けている世帯
- (2) 「児童扶養手当」を受けている世帯
- (3) 「生活保護」を受けている世帯
- (4) 世帯員全員が65歳以上かつ介護保険料の所得段階が第1段階の世帯

支援内容

支援対象世帯へ、令和4年度の増加額相当分の金券等を配布予定

※増加相当額は口径13mmの平均水量で計算

※申請時期やその他詳細は、決定次第、広報まえばしやホームページに掲載

資料のまとめ

水道事業の会計について

水道事業の現状について

改定後の取り組み

料金改定について

- ✓ 事業費のほとんどを水道料金収入でまかなっている
- ✓ 料金収入が減少する一方で、施設の更新費用が増加
- ✓ 現行料金のままでは健全な事業運営ができない
- ✓ 水道施設を計画的に更新し、災害に強い水道を構築
- ✓ 災害等の発生に備えた資金を確保
- ✓ 急激な負担の増加を緩和するため、段階的に改定
- ✓ 実情に応じた料金体系の見直しを実施

災害に強く、安全な水道を維持していくために、使用者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、より一層の経費削減やサービス向上に努めてまいりますので、ご理解の程、よろしく申し上げます。

